

## 商品概要説明書

< J A にしたま子育て応援定期積金 >

(平成 30 年 7 月 1 日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期積金&lt;定額式&gt;</li> <li>愛称:「J A にしたま子育て応援定期積金」</li> </ul>
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人</li> <li>預け入れは現在 15 歳以下 (中学生以下) のお子様を養育している扶養者 (父か母のどちらか一方) でその扶養者とお子様の住所が同一の世帯の方。1 世帯でお子様の人数分の口数可能。</li> <li>現在妊娠中の方は、胎児をお子様 1 人とします。</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 年以上最長 5 年</li> </ul>
募集期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年 4 月 2 日 (月) ~平成 31 年 3 月 29 日 (金)</li> </ul>
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動振替扱いを原則といたします。</li> <li>掛込周期は 1 か月とします。</li> <li>預入時のお申し出により、最大 6 回まで増額月を設定できます。</li> <li>1 回あたり 5,000 円以上 30,000 円以内</li> <li>1,000 円単位 (掛込総額 180 万円を上限といたします。)</li> </ul>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。</li> </ul>
給付補てん金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>年 0.10% の利率を適用し、当組合で「こども共済」に同時加入、もしくは現在ご加入いただいている方の場合、年 0.13% の利率を適用します。</li> <li>契約時の約定利回りを満期日まで適用します。</li> <li>満期日以後に一括して支払います。</li> <li>計算単位を 1 円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。</li> <li>20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。</li> <li>店頭のコ利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。</li> </ul>
手数料	—
期限前解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により計算した利息相当額とともに払い戻します。</li> <li>(1) 初回掛込日から解約日までの期間が 1 年未満の場合 解約日における普通貯金利率</li> <li>(2) 初回掛込日から解約日までの期間が 1 年以上の場合 契約時の約定利回り × 60%</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔 ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。 〕</p>
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融共済部貯金課（電話：042-554-7100）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="454 526 1441 795"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>その他事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この商品につきましては、証書式のみとなります。</li> <li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</li> <li>・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・金利の変動により、取扱いを中止とする場合があります。</li> <li>・ご契約の際、ご契約者およびお子様の各種健康保険証、または母子健康手帳をご提示ください。</li> <li>・平成30年3月30日まで取り扱ってございました「JAにしたま子育て応援定期積金」と通算で、1世帯でお子様の人数分の口数となります。（掛込総額は、子1人につき180万円を上限といたします。）</li> </ul>																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAにしたま